
宮崎県警察本部ご講演要旨

主に**特殊詐欺**と**SNS型詐欺**の現状と対策についてご講演いただきました。

詐欺の発生状況と被害実態

- **特殊詐欺：**
 - 2025年1月から5月までの認知件数は**54件**、被害金額は**2億2千万円**を超えています。
 - 昔は高齢者の被害が多かったものの、現在は**全世代（30代～50代）に被害が拡大**しており、手口も多様化しています。
 - 最も多い手口は**架空料金請求詐欺**で、「未納料金がある」「ウイルスに感染している」などと偽り、コンビニで電子マネーを購入させて支払わせるケースが多く見られます。
 - **オレオレ詐欺**も依然として多く、「携帯電話会社」や「警察官」「官房長」など公的機関の職員を名乗り、現金をだまし取る手口が増えています。
 - **警察などの公的機関がLINEやメールで直接個人に連絡したり、現金を要求したりすることはありません。**
- **SNS型詐欺：**
 - 2024年から統計が開始された新しいタイプの詐欺で、被害が増加しています。
 - 2025年1月から5月までの宮崎県での被害件数は**30件**、被害金額は**3億円**と、特殊詐欺を上回る高額被害が出ています。
 - **投資詐欺：**有名人を騙ったり、「必ず儲かる」「少額から始められる」などの誘い文句で偽の投資アプリに誘導し、入金を繰り返させて最終的に引き出しを拒否したり連絡を絶ったりします。人間の「増やしたい」という心理につけ込むため、被害額が高額になる傾向があります。
 - **ロマンス詐欺：**マッチングアプリなどを通じて知り合った相手が、海外在住や戦場にいるなどと偽り、感情につけ込んで金銭を要求する手口です。高齢者の被害も確認されています。

だまされないための心構え

- 知らないメールや電話には出ない、安易に返信しない。
- 個人名義の口座には**絶対にお金を振り込まない**。詐欺のほとんどは、個人名義の口座への振込を要求します。
- 会ったことのない人を**安易に信用しない**。
- お金や投資の話が出たら、まずは詐欺を疑う。

警察の取り組みと被害防止策

1. 犯人からの電話対策：

- **自動通話録音機**の無料貸し出しを行っています（県内在住の高齢者対象）。電話がかかってくると自動でアナウンスが流れ、会話が録音されることで、詐欺犯が電話を切ることを促します。
- NTT 西日本と連携し、**ナンバーディスプレイの無償化**や**国際電話の着信拒否サービス**を提供しています。詐欺電話は国際電話が多く利用されるため、着信拒否設定は有効な対策となります。

2. 情報提供と注意喚起：

- **防災防犯メール**で、事件情報や特殊詐欺の防止に関する情報を発信しています。
- 警察が委託したコールセンターが、詐欺名簿に載っている可能性のある方々に対し、詐欺防止の注意喚起の電話をかけています。
- 有名人を広報大使に起用し、街頭ビジョンなどでも広報啓発活動を行っています。

3. 社会全体での未然防止：

- **コンビニサポートポリス制度**：コンビニエンスストアと連携し、高額な電子マネーを購入しようとしている高齢者にチェックシートを用いて声かけを行い、不審な場合は警察へ通報するよう協力を求めています。電子マネーを使った被害が多いため、この協力により被害件数の減少を目指しています。
- **金融機関との連携**：高額な現金の引き出しや不慣れな振込を行う顧客に対し、金融機関の担当者が声かけを行い、不審な場合は警察へ通報するよう協力を求めています。
- 商業施設でのキャンペーンや啓発グッズの作成など、多角的な広報活動を展開しています。

介護支援専門員へのメッセージ

ご講演者の方は、ご自身の経験から介護に携わる方々への感謝と、「少しでも力になれば」という思いを述べられました。利用者が詐欺に遭うリスクを減らすために、警察の取り組みや相談窓口の情報を積極的に共有し、連携していくことの重要性が強調されました。

今回の講演では、詐欺の手口が巧妙化・多様化していること、そして高齢者だけでなく全世代がターゲットになっている現状が明らかになりました。特に、知らない番号からの電話やメール、個人口座への振込要求、簡単に儲かるという話には警戒が必要です。自動通話録音機や国際電話着信拒否サービスなど、具体的な対策が紹介されたことは非常に有益でした。もし、利用されている方やそのご家族で不安な点があれば、すぐに警察や消費生活センターに相談するよう促しましょう。

宮崎県消費生活センター 堂園様 ご講演要旨

堂園様からは、消費生活における具体的なトラブル事例と、それらへの対処法についてご講演いただきました。

消費者トラブルの実態

- **定期購入詐欺や点検商法**による被害が多発しており、特に高齢者が主なターゲットとなっています。初回限定価格につられ、知らないうちに高額な定期購入契約を結んでしまうケースや、不要な住宅修理を高額で契約してしまうケースが多く見られます。
- 被害者の多くは途中で解約したいと考えていても、契約の知識不足から諦めてしまい、全額を支払ってしまう傾向にあります。
- 悪質業者は、一度被害に遭った人の名簿を共有し、二次被害を引き起こすケースも報告されています。
- 2023年には、全国で年間8兆円もの被害額が確認されており、これは減少傾向にありません。相談件数も年間を通じて多数寄せられています。

消費者力を高めるためのポイント

1. **契約の成立タイミングを理解する**: 多くの人が「お金を払って品物を受け取った時」に契約が成立すると誤解していますが、実際には「買うという約束をした時点」で契約は成立します。契約する前にしっかりと考えることが重要です。
2. **返品・交換の原則を理解する**: 店舗で購入した商品の返品・交換は、お店のサービスであり、法律上の義務ではありません。レシートがあればいつでも返品できるという思い込みは誤りです。
3. **電話勧誘販売の注意点**: 電話口で「買います」と答えただけで契約は成立します。証拠がなくとも契約は有効となるため、安易な返答は避けるべきです。
4. **クーリング・オフ制度の理解**:
 - クーリング・オフは、頭を冷やして契約を再考するための制度です。
 - **訪問販売や電話勧誘販売**など、不意打ち性の高い取引には適用されますが、**店舗販売や**通信販売**（ネットショッピングなど）**には原則として適用されません。これは、自分で選んで購入する取引にはクーリング・オフの必要がないという考え方にに基づきます。
 - 定期購入詐欺のようなケースでも、販売方法によってはクーリング・オフが適用される場合があります。
5. **定期購入トラブルへの対策**:
 - 「初回500円」「お試し無料」といった広告には特に注意が必要です。最終画面で、**契約回数や総額、契約の継続性**を必ず確認し、可能であればスクリ

ーンショットを撮って証拠を残すことが重要です。

- 近年、悪質業者は「定期購入ではありません」と表示しつつ、クーポン適用などを条件に定期購入に誘導する手口も用いています。

困ったときの相談先

- 消費者ホットライン**188（いやや！）**に電話することで、最寄りの消費生活センターにつながり、相談することができます。本人だけでなく、肉親の相談も可能です。
- 宮崎県消費生活センターは、啓発業務だけでなく、相談業務も行っており、年間約1万件の相談が寄せられています。

宮崎県弁護士会 大山弁護士 ご講演要旨

大山弁護士からは、消費生活問題における法的観点からの注意点と、介護支援専門員ができる支援の範囲についてご講演いただきました。

消費生活問題における法的対処法

1. クーリング・オフ：
 - 特定商取引法に定められた制度で、電話勧誘販売や訪問販売など、不意打ち性の高い取引で消費者が一方的に契約を解除できる権利です。
 - 書面を受け取ってから8日以内（マルチ商法は21日以内）であればクーリング・オフが可能です。
 - もし書面を受け取っていない、または不備がある場合は、期間を過ぎてもクーリング・オフができる場合があります。
 - 弁護士会ウェブサイトなどでテンプレートが入手でき、自分で通知書を作成することも可能です。
2. チャージバック：
 - デビットカードやクレジットカードを用いた不正取引に対し、銀行やカード会社に決済の取り消しや返金を依頼する制度です。
 - 電話でカード会社に申請することで手続きが開始され、不審な取引を一旦停止させることができます。
3. 振り込め詐欺への対処：
 - 振り込め詐欺に遭った場合、警察に相談することで、金融機関の口座凍結手続きを進めることができます。
 - 口座が凍結されると、**預金保険機構**のウェブサイトでその口座に関する情報が公開され、被害者は被害回復分配金を受け取れる可能性があります。

介護支援専門員にできる支援の範囲

- **無料法律相談へのつなぎ:** 弁護士会では、多重債務相談、交通事故相談、高齢者・障がい者相談など、様々な無料相談窓口を設けています。介護支援専門員は、利用者がこれらの相談窓口を利用できるよう支援することが可能です。
 - 特に「**高齢者・障がい者相談**」は、高齢者の財産に関するトラブル全般が対象であり、1時間の面談相談が無料で行われます。
- **相談時の立ち会い:** 利用者が弁護士に相談する際に立ち会うことで、状況の整理や意思疎通の補助を行うことができます。
- **証拠収集・保全のサポート:**
 - 契約書、領収書、LINEのやり取り、メール、ウェブサイトのスクリーンショットなど、トラブルに関する証拠は非常に重要です。
 - 高齢者の中には、デジタルツールの利用に不慣れな人も多いため、介護支援専門員がスクショの取得やデータの保存などをサポートすることで、被害回復への道筋がつきやすくなります。
- **成年後見制度の活用:** 認知症などで判断能力が低下している高齢者の場合、成年後見制度の利用も検討できます。

弁護士への依頼について

- 無料相談を活用し、弁護士との相性や事件の見込みを確認することが重要です。
- 弁護士費用については、着手金や報酬金の仕組みがあり、事案によって異なります。
- 弁護士会には、特殊詐欺に特化した弁護士の名簿もあるため、相談時に紹介を依頼することも可能です。

今回の研修では、消費者トラブルが身近な問題であり、正しい知識と適切な相談先の活用がいかに重要であるかを学ぶことができました。特に、契約の基本、クーリング・オフの適用範囲、そして困ったときに頼れる無料相談窓口の存在は、私たち自身の消費者力を高める上で非常に有益な情報でした。

ご自身の消費者力をチェックし、ご家族や周りの方にもこれらの情報を共有してみるのはいかがでしょうか。

以上

R7.6.19 14:00~16:20

宮崎市民文化ホール イベントホール開催

宮崎市介護支援専門員連絡協議会